京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月19日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第10号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。 第2条第1項中第6号を削り,第7号を第6号とし,第8号を第7号とし,第9号 を削り,第10号を第8号とし,第11号を第9号とし,第12号を第10号とし, 第13号を削り,第14号を第11号とし,第15号から第46号までを3号ずつ繰り上げ,第47号を第44号とし,同号の次に次の1号を加える。

(45) 財団法人京都市都市整備公社

第2条第2項中第2号を削り,第3号を第2号とし,第4号を第3号とし,第5号を第4号とする。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)